

Line 等 SNS を用いた当事者相互の見守り活動のための助成に関する規約

特定非営利活動法人つながる鹿児島

平成30年5月29日制定

第1条（目的）

この規定は、身寄りがない、もしくは少ない人（以下、「当事者」という）どうしが、日常的なつながりを強めるとともに、事故や病気等の緊急時に迅速な対応を取りやすくすることに資するために、当法人が Line 等 SNS（ソーシャルネットワークサービス）を用いた当事者相互の見守り事業（以下、「本事業」という）を実施するにあたって、スマートフォンの購入及び契約を行う当事者に対する助成金給付について定める。

第2条（給付の対象者）

助成金給付の対象者は、鹿児島ゆくさの会の会員であって、本事業に参加する意志を持ってスマートフォンの購入及び契約を行う当事者とする。

第3条（給付の金額）

給付を受ける当事者は、スマートフォンの購入及び契約を行うために必要な費用（以下、「必要経費」とする）のうち1000円以上を自己負担することとし、1人あたりの給付金額は、必要経費から自己負担金額を除いた残りの金額について、上限8000円までとする。なお、給付を受けた当事者が、その金員を目的外に使用した場合には、当該当事者は当法人に対して給付を受けた金額の全額を返還しなければならない。

第4条（給付の決定）

当事者から助成金給付の申し出があった場合には、理事長が、給付の可否、給付の金額等を決定する。

附則（平成30年5月29日）

第1条（平成30年度の給付の申出の期限）

当事者は、本助成を受けるためには、当法人に対して、平成30年7月10日までに申し出なければならない。

第2条（平成30年度の給付対象人数）

本助成金の対象となる当事者の上限を5名とする。